

今後の学校運営の基本的な考え方（12月24日時点）

出雲市教育委員会

1 市立小・中学校の臨時休業等についての基本的な考え方

現在の状況においては、国のガイドラインを参考に、原則として当該学校で感染例が判明した場合に、当該感染者の症状の有無、学校内における活動の態様、接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否などを総合的に考慮し、島根県の衛生主管部局（出雲保健所）と十分に相談したうえで、**学校単位で臨時休業（学校の閉鎖、児童生徒の出席停止、教職員の特別休暇等）の決定を行います。**

（1）児童生徒又は教職員本人が感染者の場合

- ①当該児童生徒又は教職員の在籍する学校は、原則「臨時休業」とし、施設の消毒等の必要な措置を行います。
 - ②臨時休業期間は2週間を上限とし、臨時休業期間中に「臨時休業の延長」又は「学校の再開」を判断します。
- ※感染の状況等によっては、当該校以外の学校を指定して「臨時休業」を実施する場合があります。

（2）児童生徒又は教職員本人が濃厚接触者に特定された場合

当該児童生徒又は教職員の在籍する学校は、濃厚接触者の検査結果がでるまでの間、必要に応じて「学級閉鎖」、「学年閉鎖」、「臨時休業」又は児童生徒であれば「出席停止」、教職員であれば「特別休暇」の措置をとります。

濃厚接触者が感染していた場合は、（1）へ、感染していなかった場合は、「学級閉鎖」、「学年閉鎖」又は「臨時休業」の措置を解除します。感染していなかった場合でも濃厚接触者に特定された者が、保健所の指示を受け自宅待機等となった場合は、その間は、児童生徒は「出席停止」、教職員は「特別休暇」扱いとします。

（3）児童生徒に発熱等の風邪症状がみられる場合

- ①欠席の場合は、出席停止の措置を取ります。
- ②登校後に発熱等の風邪症状がみられた場合は、安全に帰宅させ症状がなくなるまで自宅休養するよう指導します。帰宅させた日も含めて出席停止の措置を取ります。

（4）保護者から児童生徒への感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ①原則、出席停止扱いとはしないこととします。ただし、合理的な理由がある場合は、校長の判断により「出席停止」扱いとすることができます。
- ②医療的ケアを必要とする児童生徒や基礎疾患のある児童生徒は、主治医の見解を保護者に確認の上、登校するかどうか判断します。登校すべきでないと判断した場合の出欠扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として取り扱い、「出席停止・忌引き等の日数」とすることができますので、ご相談ください。

（5）同居している家族等が濃厚接触者として特定あるいはPCR検査を受けた場合

- ①児童生徒と同居している家族等が濃厚接触者として特定あるいはPCR検査を受けた場合は、「出席停止」扱いとする場合があります。

2 個別事項の取扱いについて

学校における教育活動の実施については、次のことに留意します。

- | |
|---|
| <p>(1) 専門家会議で示された「3つの条件」が重ならないようにします。
①換気の悪い密閉空間 ②人の密集 ③近距離(密接)での会話や発声</p> <p>(2) 不特定多数の者との接触を、極力避けるようにします。</p> <p>(3) 学校生活においても「新しい生活様式」の実践に努め、<u>児童生徒の学びを止めないという視点に立ちます。</u></p> <ul style="list-style-type: none">・適切なタイミングと正しい方法での手洗い・こまめな換気・咳エチケットの徹底 |
|---|

※ 学校規模や地域の状況などを考慮し、市内一律の対応ではなく、最終的には校長の判断とする事項もあります。

(1) マスク着用について

原則、マスクを着用します。以下の場合には、飛沫感染防止に努めながら、マスクを外すこともあります。なお、熱中症対策が必要な場合は、熱中症対策を優先します。

- ・体育科、音楽科などの実技を伴う学習
- ・口形、発音等の確認が必要な学習
- ・休み時間
- ・登下校時
- ・児童生徒の体調、気候等からマスク着用による体調管理が難しい場合
- ・部活動、大会等に向けた練習時
- ・職員室での自席における作業時

(2) 日常的な消毒について

児童生徒等がよく手で触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）や共用物は、1日に1回以上、消毒液を浸して布巾などで拭き取りをします。

(3) 地域との連携について

地域人材を招いての授業や活動、地域に出かけての活動等は、実施方法等の工夫により実施を検討します。

(4) 学校給食

食事前の手洗いを徹底し、会食時は、飛沫しないように机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの予防対策をします。

(5) 部活動

部活動の実施は、校長判断によるものとします。ただし、市外で活動する際又は市内で市外の学校との合同の活動をする際は、移動先の自治体又は参加する学校の自治体の感染状況や提供している情報などを確認し、実施の可否を十分に検討します。

なお、県内・市内における新型コロナウイルス感染の状況により、あらためて活動の取扱いを検討する場合があります。

(6) 学校開放

通常の手続きとします。

(7) 教育実習の受け入れ

教育実習生には、「教育実習前に心がけておくこと」により、普段から十分な感染対策をした生活を心がけるとともに、教育実習開始日の2週間前から体温等の記録（健康チェック表）をとることを要請します。

(8) 学校行事等

①修学旅行及び宿泊研修

修学旅行及び宿泊研修を実施することとしている期間に、行き先または島根県が「『新しい生活様式』を踏まえた学校の行動基準」で示す感染レベル2または3に該当している場合は、実施しないこととします。

（感染レベルについては、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」P7～を参照）

実施する場合は、「2 個別事項の取扱いについて」を遵守しながら、計画段階から業者等と綿密に打合せをし、感染防止に努めます。

②各種行事（学習発表会、文化祭、運動会、遠足等）

感染症対策に努めながら実施を検討します。

③授業公開日

感染症対策に努めながら実施を検討します。

④家庭訪問

感染症対策に努めながら実施を検討します。

⑤集会等

感染症対策に努めながら実施を検討します。

⑥校外での学習（社会科見学、実習、体験学習等）

感染症対策に努めながら実施を検討します。

社会科見学、体験学習等の場合は、受け入れ先と感染防止について十分に協議し、対策を講じます。

3 その他

(1) P T A 総会・各種会合

各種関係団体と協議の上、感染症対策に努めて実施を検討します。

(2) 放課後学習及び放課後子ども教室

通常どおりとします。

4 今後の対応

今後の県内及び市内の感染状況等により検討を行い、必要に応じてお知らせします。

【問い合わせ先】 出雲市教育委員会

- 臨時休業の基本方針に関する事
- 学校開放に関する事
- 児童生徒の健康診断に関する事
- 中学校の職場体験学習に関する事
- 放課後子ども教室に関する事
- 消毒等に関する事

教育政策課 21-6179

- 部活動に関する事

児童生徒支援課 21-6324

- 教育実習の受け入れに関する事
- 学校における教育活動に関する事
- 転入する児童生徒等に関する事

学校教育課 21-6880